

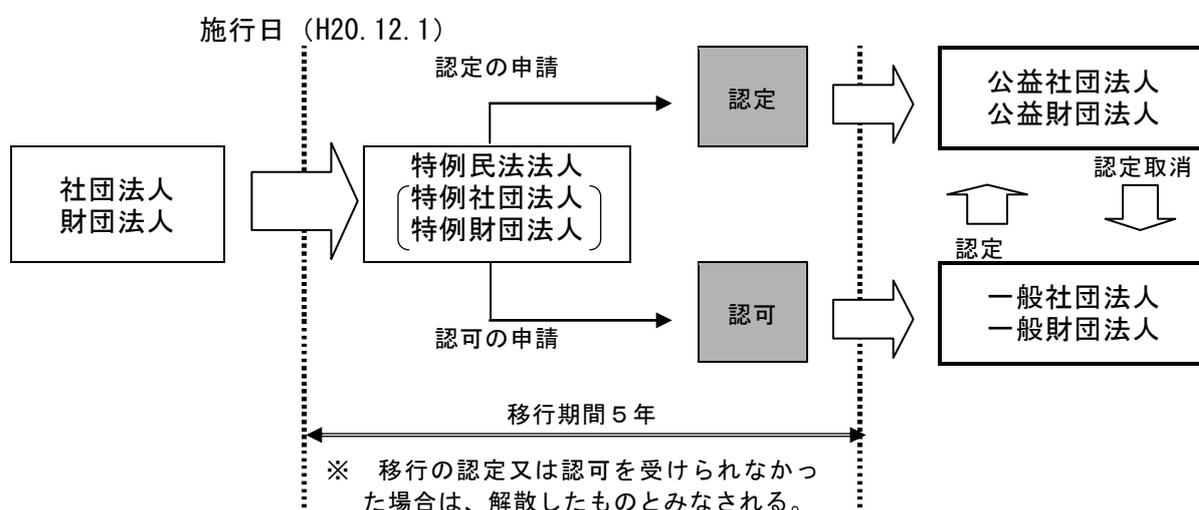
1 特例民法法人（旧民法第 34 条法人）から新制度への移行について

平成 20 年 12 月 1 日に公益法人関連三法が施行され、新たな公益法人制度がスタートしています。

この新たな公益法人制度の創設に伴い、旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人については、整備法の施行日（平成 20 年 12 月 1 日）から起算して 5 年を経過する日までの期間（以下「移行期間」といいます。）は、それぞれ一般社団法人又は一般財団法人として存続することとなります。これらのうち、公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行登記を行っていないものについては、移行期間中はそれぞれ特例社団法人又は特例財団法人（以下、これらの法人を併せて「特例民法法人」といいます。）として、旧民法の社団法人又は財団法人と同様に取り扱うこととされています（整備法 40①、42）。

また、特例民法法人は、移行期間内に、公益社団法人若しくは公益財団法人への移行の認定申請又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の認可申請を行い（整備法 99、115①）、公益社団法人若しくは公益財団法人への認定又は一般社団法人若しくは一般財団法人への認可を受けることができます（整備法 44、45）。

なお、特例民法法人が、移行期間内に移行の認定又は認可を受けなかった場合は、移行期間の満了の日に、また、移行期間内に移行の認定申請又は認可申請を行って移行期間の満了の日後に認定又は認可が受けられなかった場合は、その認定又は認可をしない処分のお知らせを受けた日に、それぞれ解散したものとみなされます（整備法 46①、110①、121②）。



2 特定退職金共済団体の承認要件の改正

特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度（特定退職金共済制度）に基づいて支給される給付で、この制度に係る被共済者の退職により支払われる一時金については退職所得として、年金については公的年金等に係る雑所得として所得税が課されることとされています（所法 31 三、35③三、所令 72②一、82 の 2②一）。

この「特定退職金共済団体」とは、新たな公益法人制度創設前においては、「退職金共済事

業を行う市町村（特別区を含みます。）、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、民法第 34 条の規定により設立された法人で退職金共済事業を主たる目的とするものその他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人で、その行う退職金共済事業につき一定の要件を備えるものとして税務署長の承認を受けたもの」とされていましたが、平成 20 年度及び平成 21 年度税制改正において、「民法第 34 条の規定により設立された法人で退職金共済事業を主たる目的とするもの」について、「退職金共済事業を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人」とされました（所令 73①）。

(1) 特定退職金共済団体の範囲

特定退職金共済団体として税務署長の承認を受けることができる法人（以下「承認申請団体」といいます。）となる「一般社団法人又は一般財団法人」とは、次に掲げる要件（以下「法人要件」といいます。）を満たす一般社団法人又は一般財団法人に限るものとされています。ただし、特例一般法人（注）については、法人要件は不要とされています（所令 73②、所規 18 の 4）。

（注） 特例一般法人とは、特例民法法人として存続する旧民法第 34 条法人のうち、公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の登記をしていないもの（移行の認可を取り消されものを除きます。）をいいます。

- イ 定款に退職金共済事業に関する経理に関する書類をその主たる事務所に備え置く旨並びに加入事業主及び被共済者がその書類を閲覧できる旨の定めがあること
- ロ 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと
- ハ 定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国・地方公共団体、公益社団法人・公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人と類似の目的を有する一定の法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除きます。）に帰属する旨の定めがないこと
- ニ 上記イからハまで及び次のホに掲げる要件のすべてに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含みます。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと
- ホ 各理事について、その理事及びその理事と次の①から⑥に掲げる特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること。
 - ① その理事の配偶者
 - ② その理事の三親等以内の親族
 - ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ その理事の使用人
 - ⑤ 上記①から④に掲げる者以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 - ⑥ 上記③から⑤に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内

の親族

なお、特例一般法人については、上記イからホの法人要件は承認に際しての要件とはされていませんが（従前のおり）、特例一般法人から一般社団法人又は一般財団法人となった後に承認申請書（変更承認申請書を含みます。以下同じ。）を提出する場合には、当該法人要件を満たす必要があります。

また、特定退職金共済団体としての承認を受けている特例民法法人が、一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合、その名称が社団法人又は財団法人から一般社団法人又は一般財団法人に変更となりますが（整備法 42①、一般社団・財団法人法 5①）、この変更に係る変更承認申請書を提出する必要はなく、所轄税務署長へその旨を届け出るだけとなります（所規 19①一 ③）。

(2) 特定退職金共済団体の承認に必要な添付書類

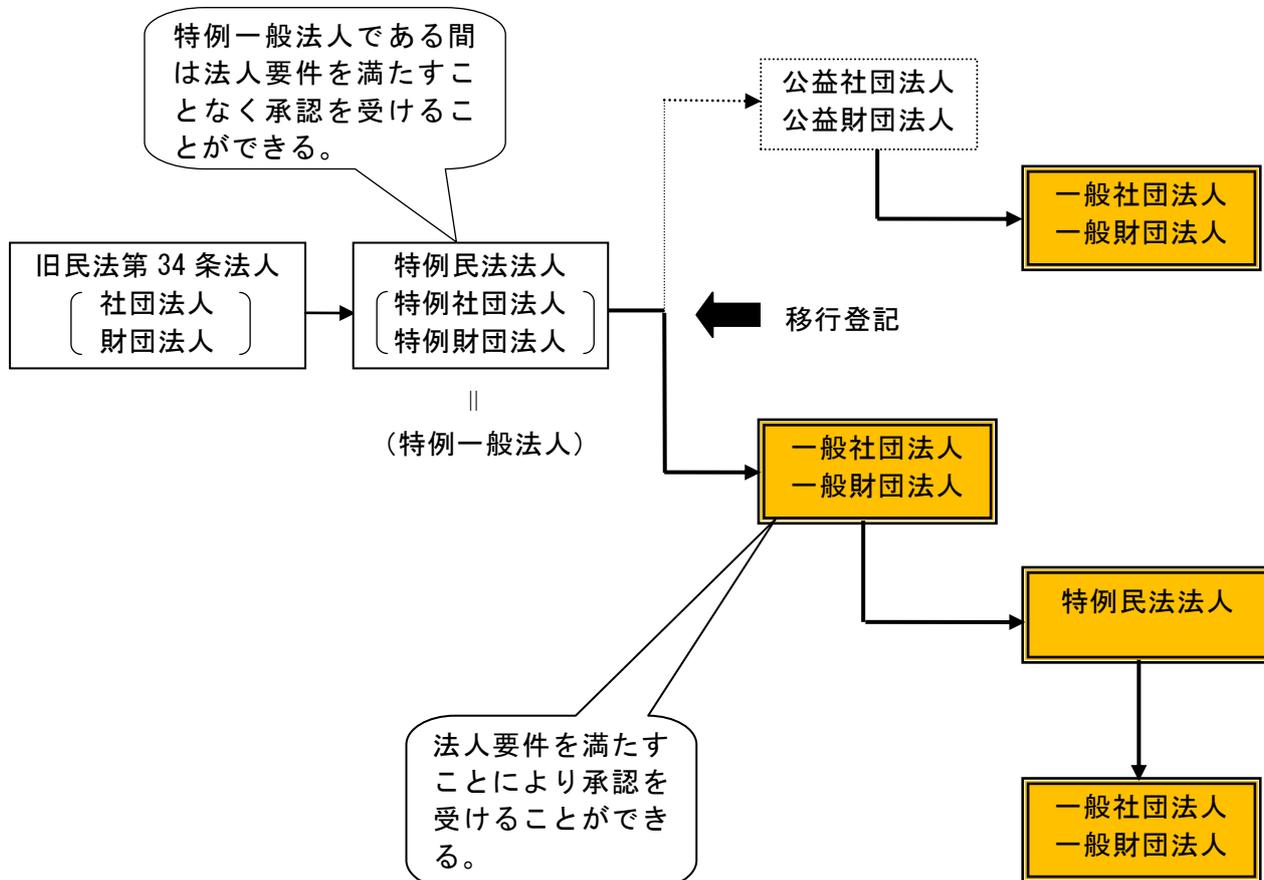
一般社団法人又は一般財団法人がその行う退職金共済事業につき税務署長の承認（変更の承認を含みます。以下同じ。）を受けるためには、一定の事項を記載した承認申請書に退職金共済規程及びその法人の定款の写しを添付しなければならないこととされています（所令 74① ⑥、所規 19① ②）。

なお、上記(1)の法人要件のうちイからハについては添付された定款で明らかにすることとなりますが、ニ（変更承認申請書のみ）及びホについては承認申請書に当該要件に該当する旨を記載することとなります（所規 19①五 ②四）。

(3) 適用関係

これらの改正は、承認申請団体である法人が平成 21 年 4 月 1 日以後に承認申請書を提出する場合について適用し、同日前に承認申請書を提出した場合については、従前のおりとされています（21 年改正所令附則 3）。

【参考】 特定退職金共済団体の承認を受けることができる一般社団法人・一般財団法人（所令73①）



・・・ 承認に当たり法人要件を満たす必要のあるもの

3 質疑応答事例

(1) 特定退職金共済団体として承認を受けていた財団法人が一般財団法人に移行した場合

【問】 特定退職金共済団体として承認を受けている旧民法第 34 条の規定により設立された財団法人（特例民法法人）が一般財団法人に移行することとなった。

移行に当たっては、特例民法法人の解散登記をし、一般財団法人の設立登記をすることになるが、特定退職金共済団体に関する承認申請書を改めて提出する必要があるか。

【答】 承認申請書を改めて提出する必要はない。

【解説】

特定退職金共済団体には、一定の要件を満たす一般社団法人又は一般財団法人であって、特定退職金共済団体として所轄税務署長の承認を受けたものが含まれる（所令 73 ① ②）。

ところで、会社法に基づく組織変更に当たっては、変更前の会社では解散登記が、変更後の会社では設立登記が行われるが（会社法 920）、これは登記の形式にすぎず、法人の人格は組織変更前後で同一であると解されている。

そうすると、当該財団法人が、特例民法法人（旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人で一般社団法人又は一般財団法人への移行の登記をしていないもの）から一般財団法人へ移行したとしても、当該財団法人の人格は移行前後で同一であり、既に特定退職金共済団体として承認を受けた効力は存続するものと解される。

したがって、特定退職金共済団体として承認を受けている財団法人（特例民法法人）が一般財団法人に移行したとしても、そのことをもって承認申請書を改めて提出する必要はない。

なお、財団法人（特例民法法人）が一般財団法人へ移行した場合には、その名称が財団法人から一般財団法人に変更となることから（整備法 42①、一般社団・財団法人法 5 ①）、法人の名称変更について、変更承認申請書の提出をする必要はないが、所轄税務署長へその旨を届け出る必要がある（所規 19①一 ③）。

（注） 一般社団法人又は一般財団法人への移行後において、所得税法施行令第 73 条第 1 項各号に掲げる退職金共済規程の要件に係る事項の変更があり、その変更に係る変更承認申請書を提出する場合には、当該一般社団法人又は一般財団法人は同条第 2 項各号に掲げる法人要件を満たす必要があることに留意する。

(2) 特定退職金共済団体として承認を受けていた財団法人が移行期間内に移行の認可を受けなかった場合

【問】 特定退職金共済団体として承認を受けている旧民法第 34 条の規定により設立された財団法人（特例民法法人）が、移行期間内に移行の認可を受けなかった場合は、どのように取り扱われるのか。

【答】 移行の認可を受けなかった特例民法法人は、移行期間の満了の日に解散したものとみなされるため、それ以降は特定退職金団体には該当しないことになる。

【解説】

移行期間内（整備法の施行日（平成 20 年 12 月 1 日）から起算して 5 年間）に公益社団法人若しくは公益財団法人への移行の認定又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の認可を受けなかった特例民法法人は、移行期間の満了の日に解散したものとみなされる（整備法 46①）。

解散したものとみなされた場合には、特定退職金共済団体としての承認の効力を失うこととなり、その後の事業主が負担する掛金等は、給与等として課税対象となり、被共済者が支給を受ける退職給付金は、承認されていた期間の掛金に対応する部分も含めて一時所得として課税することになる。

なお、解散したものとみなされたとしても、特段の給付行為を行わない場合には、被共済者に対して一時所得等の課税関係は生じない。

(3) 一般財団法人への移行の認可が取り消された場合

【問】 特定退職金共済団体として承認を受けていた旧民法第 34 条の規定により設立された財団法人（特例民法法人）が、一般財団法人への移行後においてその移行の認可が取り消された場合には、特定退職金団体としての承認も取り消されることになるのか。

【答】 一般財団法人への移行の認可が取り消されたことをもって、特定退職金共済団体としての承認が取り消されることはない。

【解説】

一般社団法人又は一般財団法人に移行した特例民法法人がその移行の認可を取り消された場合には、特例民法法人とみなすこととされており（整備法 131①）、移行の認可が取り消されて一般社団法人又は一般財団法人が特例民法法人となったとしても、特定退職金共済団体の承認の取消事由には該当しないので、その承認が取り消されることはない（所令 73、75）。

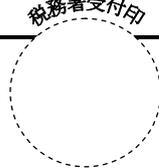
ただし、移行期間の満了の日後において移行の認可が取り消された場合には、その特例民法法人はその認可を取り消す処分を受けた日に解散したものとみなすこととされていることから（整備法 131④）、この場合は特定退職金共済団体としての承認の効力を失うこととなる（前問参照）。

（注） 一般社団法人又は一般財団法人の認可を取り消された特例民法法人については、特例一般法人以外の一般社団法人又は一般財団法人に該当し、当該法人が特定退職金共済団体に関する承認申請書又は変更承認申請書を提出する場合には、移行期間中であっても、法人要件を満たす必要があることに留意する（所令 73②）。

【参考】

○ 特定退職金共済団体に関する承認申請書

特定退職金共済団体に関する承認申請書

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		(フリガナ)		※整理番号	
		名 称			
		所在地		〒	
		代表者氏名		電話 - -	
		(フリガナ)			
		退職金共済事業の責任者氏名			
所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。					
退職金共済事業を開始しようとする年月日			平成 年 月 日		
申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数			事業者の数		人
			従業員の数		人
申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。					
申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2) 裏面5(理事の状況)に、各理事の氏名、住所等を記載してください。			理事の総数 (A)		人
			「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)		人
			$\frac{(B \div A) \times 100}{100}$ (注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。		%
承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日			昭和 年 月 日 平成		
申請書に添付した書類(該当するものの符号を○で囲んでください。)		1 退職金共済規程 2 定款の写し(一般社団法人又は一般財団法人に限ります。) 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う一般社団法人又は一般財団法人に限ります。) 5 退職金共済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限ります。)			

税 理 士 署 名 押 印	印
---------------	---

※ 税務署処理欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・							通知年月日	・
	(摘要)							通知書		(却下理由)

(規格A4)

(裏面)

特定退職金共済団体に関する承認申請書の記載要領等

1 提出部数

この申請書は、3部提出してください。

2 添付書類

この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。

- ① 退職金共済規程及び退職金共済事業目論見書
- ② 一般社団法人又は一般財団法人にあつては、①のほかに定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であること説明書
- ③ 退職金共済規程が条例に基づいて定められている市町村等は、その条例

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
- (2) 「申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数」欄には、申請書を提出する時において退職金共済事業に加入することの見込まれる事業主の数及び被共済者となることの見込まれるその雇用する使用人の数を記載してください。
- (3) 「承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日」欄は、所得税法施行令第75条第1項の規定により特定退職金共済団体の承認の取消しを受けた後、再びこの申請書を提出する場合に、その取消し通知を受けた日を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
- (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

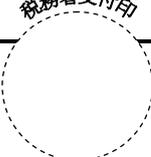
5 理事の状況

一連 番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

- (注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。

○ 特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

税務署受付印  平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ)	
		名	称
		所	在 地
		〒	
電話		-	-
(フリガナ)			
代 表 者 氏 名		Ⓜ	
(フリガナ)			
退 職 金 共 済 事 業 の 責 任 者 氏 名			

所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。

退職金共済規程を変更しようとする年月日	平成 年 月 日
---------------------	----------

申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。

従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。 はい いいえ

申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 (注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2) 理事の状況について、裏面5に記載してください。	理事の総数 (A)	人
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)	人
	$(B \div A) \times 100$	%

(注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。

変更の内容	項目	内 容
上記の変更を行うこととする事情等		

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

※税務署処理欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認 ・ 却下
	決裁	・							通知年月日	・
	(摘要)							通知書		

(規格A4)

(裏面)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の記載要領等

1 提出部数

この申請書は、2部提出してください。

2 添付書類

この申請書の提出時に、次の書類をそれぞれ1部添付してください。

- ① 変更後及び変更前の規程（条例に基づいて規程が定められているものについては、当該条例）
- ② 一般社団法人又は一般財団法人である場合は、定款の写し
なお、一般社団法人又は一般財団法人で退職金共済事業以外の業務を併せて行うものは、その退職金共済事業以外の業務の説明書及びその法人において退職金共済事業が主たる事業であることの説明書
- ③ その他参考となる書類

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「名称」、「所在地」、「代表者氏名」及び「退職金共済事業の責任者氏名」の各欄には、申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び退職金共済事業の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。
- (2) 「変更の内訳」欄には、規程の変更の内容を項目別に簡記してください。
なお、この欄に記載しきれないときは、適宜別紙を使用して記載してください。
- (3) 「上記の変更を行うこととする事情等」欄には、規程を変更する理由その他参考となる事項を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人（特例民法法人を除きます。）については、所得税法施行令第73条第2項の規定に該当する場合に限り、この申請を行うことができます。
- (2) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

5 理事の状況

一連 番号	氏名	住所	職名	続柄等	就任年月日

- (注) 1 「職名」欄は、代表理事、理事等の区分を記載してください。
2 「続柄等」欄には、例えば、理事の配偶者であれば「理事〇〇(又は一連番号)の配偶者」と記載してください。
3 記載しきれない場合には、別途適宜の様式に記載の上、この申請書に添付してください。